



フェローシップ・ニュース

52

龍谷大学・矯正保護総合センター 主催 第10回 薬物依存症者回復支援セミナー DARS IN 沖縄 「アパリ司法プログラムの実態調査」

事務局長 尾田 真言
研究協力者 山本 大

今日の発表のテーマは「アパリ司法プログラムの実態調査」というものです。アパリとは何か、司法プログラムとは何か、取締機関と回復を支援する機関はどのように連携していけばよいのかを話したあとで、日本ダルク アウェイクニングハウスの中でアパリの司法プログラム、今まで100人受け入れてきた人がどのように変化したかをお話したいと思います。

今日は便宜上私が一人で壇上に上がっていますが、後半部分の統計は全て日本ダルク アウェイクニングハウスの山本大施設長が作ってくれました。

はじめにアパリの概要ですが、アパリは元々は近藤恒夫が18年くらい前に作った構想が始まりです。アパリはダルクと連動して色々な分野の専門家を結集してダルクを支援するというのが、当初の目的だったと思います。ダルクは当事者活動で、アパリは当事者がなかなか自分たちの活動について、依存症は病気であり回復支援が必要だという事について、社会に主張しづらいという部分があった為に、外部の有識者を集めてシンクタンクを作ろうという事で始まりました。しかし残念ながら設立準備のときには色々な分野の専門家が集まりましたが、いざ出来たら、準備期間が2年3年と長かった事もあってNPO法人として登記された途端、みんな辞めてしまった。他の人はみんな正業を持っていて、医者や弁護士、マスコミ関係者もいましたが、いなくなってしまうと、残ったのは私だけです。今は常勤がもう一人、精神保健福祉士の資格を持っているスタッフがいます。

主な活動は何かというと、私は石塚さんの後輩で同じく刑事政策を研究していたので、刑事裁判との関わりが出来るなと思ひました。この仕事を始めた当初は、依存症の「い」の字もわからなくて、知っているのは裁判制度だけだったので、何とかその分野で出来る事をやろうと思ひました。

考え方の根底には、援助側は間口を広くして、依存症者を引き寄せる働きをしなければいけないが、取締機関側は相手に「怖い」と思わせなくてはならない。抑止力として、厳しくなくてはならない。両者の違いは強制力を持っているか持っていないか。ダルクには何の強制力もないので、逃げそうな人を手錠をかけて閉じ込めるなんて事は出来ない。法的根拠は何もない。逆に警察や刑事司法制度は犯罪となれば強制力を使って、場合によっては刑務所に入れる事も出来る。このシステムが現に存在する中でどうすればよいのか。

今回のDARSの「ドラッグ・コートを超えて」というテーマは、ただ持っている、使っている人を刑務所に入れたり、刑罰を科すのはおかしいという考えだったんですね。誰にも迷惑はかけていないと。けれども、いまの日本では非常に厳しく取締りがされている現状なので、この中で何を考えたらよいかとなると、やはり厳しくして使えないようにする事と、幅広く受け入れて治すということ。この両面を確保するのが現実的だと私は考えます。

問題があって捕まっている人たちが、ただ単に刑事司法制度の中で刑罰を科せられる、あるいは特別改善指導として薬物依存者にプログラムが行われる。保護観察所では覚せい剤事犯者処遇プログラムが用意されていて、時間も短いながら少しはこういう制度が始まってきている。しかし、実際は捕まえて処罰するのがメインで、例えば満期で出所してしまったら、その後は手も足も出ない。強制力はあくまで裁判官の言い渡した刑の範囲内ですから、懲役2年の実刑判決を受けた人が2年たって出てきたら、国家には何も手が出せない。交通違反などで照会すると薬物事犯の前科は出てくる。病院だと、退院した後もまたクスリを使って具合悪いなと思ったらまた病院に戻ってくることもあるが、なかなかこの2つの機関が繋がってこない。



特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

発行日
2012年5月1日

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所 (Asia-Pacific Addiction Research Institute)の略称です。

全国のDARCやMACの各施設、福祉・教育・医療・司法関係者と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

目次：

第10回薬物依存症者回復支援セミナー DARS IN 沖縄・・・尾田真言	1
JICAプロジェクト審査結果 無料法律相談会始めます！・・・平林剛氏	5
入寮者からのメッセージ・・・クマ	6
韓国ダルク設立・・・山本大 新・家族教室のお知らせ	7
アパリからのお知らせ	8

近藤は本来強制力を持たない医療機関側に、強制力を持っている司法機関側がもっと関われという考えで、アパリのやっている司法サポートは、そこを繋げている。もう一つは、病院とダルクを行ったり来たりして一向に止める気配の無い人は、逆に援助側が「怖い人」の抑止力を活用する。例えば麻薬取締官の面接指導などがあるので、本人に取締官に会いに行くよう勧める。自分の力ではどうにもならないからと言って取締官に会いに行く人もいる。

そうすると次に使ったら捕まり易くなるので本人の抑止力になるし、取締官と会っている人に売人は近寄ってこなくなる。これは下総の平井先生が考えている事なんですけど、連携とは、自分の持っていない機能を持っている側に期待することです。援助側はまだ、回復支援をするだけで怖い人に会う事を勧めていない。やっているのは平井先生のところや（無限大）連携理論を受け入れているところだけで、取り締まる側も本人に問題があると分かっているのに、治療する方向に仕向けていない。ここが問題です。

アパリは平成12年から、日本中で仕事をしていますが、「あなたの大切な人が薬物事件で逮捕されたら、アパリの司法プログラムを使って下さい」と。当時はパンフレットを作って記者会見をすれば山のように利用者が集まると思って、東京地裁の記者クラブにマスコミの人を集めて宣伝したこともありました。アパリが具体的にやっている事は、保釈の場合、判決言い渡しまでは決められた制限住居に居住しないと取り消されるので、いやでも裁判が終わるまでダルクにいさせる事が出来る。刑務所からの仮釈放の時ダルクが居住地になっていると、少なくとも満期になるまでは勝手に離れると仮釈放が取り消される可能性がある。この強制力があれば定着すると私は考えて、少なくとも今の日本では薬物依存者に治療機関にいることを義務付ける規定が無いので、そこを埋める仕事をしようと考えたのです。

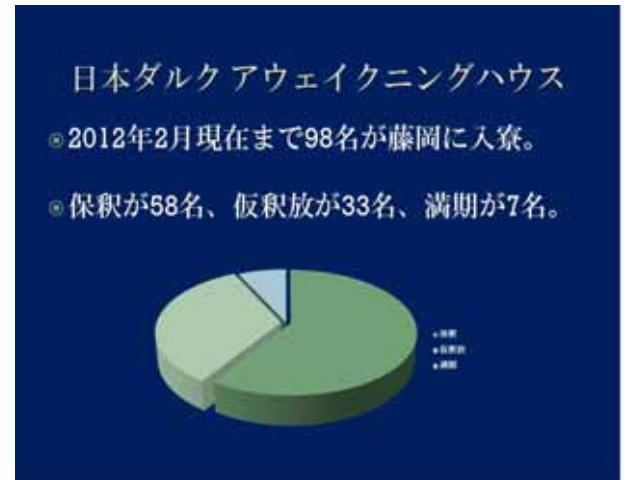
刑事司法制度の中でダルクに繋がった人がその後どうなったかというのがここからの話になります。少し付け加えると、現在覚せい剤取締法違反の初犯はほぼ執行猶予判決になります。初犯者には甘い。保護観察がつく人は10人に1人、つまり9人は初犯の場合、ただ裁判を受けて執行猶予になって手続きが終わります。警察が一番この事態を憂いていた。拳句の果てに、平成18年から即決裁判手続きが導入されました。最初から執行猶予がつくと分かっている人は捕まって1カ月もしないうちに1回の裁判で判決まで言い渡して、それで終わりにするという事が始まった。即決裁判制度で執行猶予が付いた人がまたすぐに使い始めるケースは結構多いんです。

なぜなら、あまり威嚇にならない。捕まって1カ月で出てこられて、罰金を払うわけでもない。許されたって勘違いしちゃうんじゃないかと思えますね。これに反応したのが警察庁でした。ダルクに何の相談もなかったのだからこちらから電話をかけて、新聞報道がありましたけど、私たちに参加させてもらえませんかとかこっちから聞いてみた。そこから警察との話し合いが始まって、平成19年から20年の間の1年間プログラムを実施しました。

アパリでは警視庁の業務委託を受けて即決裁判で執行猶予となった人に対して、毎週土曜日にプログラムを提供する事業を請け負いました。プログラムと言っても、実際にやったのはダルクのスタッフで、グループミーティングをしてファシリテーターになってもらって、それを毎週やるという事を続けていました。でも、これは完全に任意で、警察官が自分が捕まえた人について検察に問い合わせ、即決で裁判すると決まった時に、本人に「あなたは即決ですぐに出てくるから、出てきたらアパリに行きませんか」という教示をするというシステムができました。でも「良かったら参加しませんか」という形なので、わざわざ本人がそんな面倒なことをやりたくないという事で、予算がついたにもかかわらず、当初の予定の1割くらいしか参加しなかった。平成20年が終わった時点でこの事業は取りつぶしになって、警察は公には一切やめてしまった。

そのプログラムで最後まで参加していた人は全員が新橋の愛宕警察の凄く熱い警察官、蜂谷嘉治さんに捕まった人で、蜂谷さんが「プログラムに参加しろ、参加しろ」と言い続けた6人だったんです。そして、モデル事業が終わった後、蜂谷さんが自分でこのプログラムを引き継ぐと言って、今も愛宕警察署で毎月1回、日曜日にボランティアで出勤して、そこでかつて自分が捕まえた人や家族、警察官と一緒にミーティングをしているんです。検挙された依存者と、その家族と、警察官と一緒に毎月やっている。

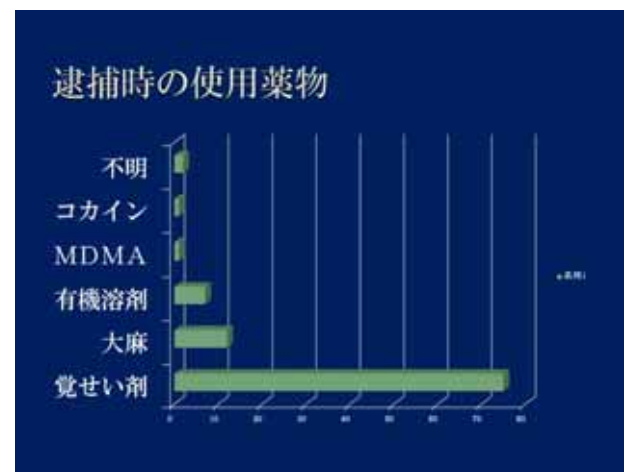
その活動が広がって今は5つの警察署、愛宕、田園調布、高井戸、八王子、石神井警察署で蜂谷さんの考えに賛同した人たちが中心になって活動を始めて、今は総勢50人くらい参加している。3年たって、再犯率は0%。色々な見方はあるでしょうけど、やはり怖い人、使ったら捕まるという環境の中ではやらないのか、月に1回だからクスリを使おうと思えば使える、検査しても出ない日に使う事も出来るけれど、とにかく再犯が出ていない。これはすごい事です。でも、警察の一部がやっているだけで、やはり基本的には初犯者には何も行われていないのが実情です。



司法サポート受講者中の日本ダルク アウェイクニングハウス入寮者数の入寮時期別人数



薬物使用開始時の使用薬物の種類別割合



逮捕時の使用薬物別割合



医療機関受診歴の有無率

アパリとしては、裁判の時に保釈をとり、ダルクを体験してもらおう。実刑になれば刑務所に行きますが、その場合は例えば日本ダルク アウェイクニングハウスの山本施設長に身元引受人になってもらって、帰住地もダルクにして、仮釈放になった時にダルクに来る。仮釈放の日に迎えに行き、ダルクに入寮する。これが効果があるかどうかについて、これから数字で見えていきます。

アパリは刑事司法手続で国がまだやっていない、強制力を使って治療機関に繋げるという部分をやっている団体なんだという事をふまえて、藤岡の話ですが、藤岡にある施設は元々ホテルで、10年くらい廃墟だったんですね。周辺2キロくらい何もなくて、山本施設長に代わってから徹底的にリフォームして、40人位入寮できます。2012年2月現在までに98人の人にプログラムで入寮してもらいました。保釈が58人、刑務所から出てきた人が40人、うち33人は仮釈放者です。

ここからの報告はこの98人について分かっているデータになるのですが、過去、医療に繋がったことのある人は42%、このプログラムを使った半数くらいの方は病院に行った事がある。逮捕時の薬物は圧倒的に覚せい剤取締法違反、覚せい剤が75%くらい。日本で規制薬物の使用や所持で捕まるのが最も多いのが覚せい剤で、年間1万2千人くらい。次に多いのが大麻で2千数百人ですから、覚せい剤がやはり主流。司法プログラムに繋がる人も覚せい剤が多い。

使用年数を見ると、相当使っている人が多い、1年未満も1人いましたが、多くの方は10年くらい使っている。使用し始めた最初の薬物は今では千人も逮捕されなくなっているシンナーが約3割。ダルクでは退寮する時期があるが、自分で出ていくとなると途中退寮になる。円満退寮は施設側と本人が一通り終わりですねというお互いの合意が出来た時のことで、勝手に出ていくと途中退寮。入寮に特に期間があるわけではないのですが、途中で出ていくと、分かっているだけでも再使用率は43%。出て行ったけど使っていないという人も29%しか確認出来ていない。これは2006年以降の数字ですが、再使用して逮捕されたのは、途中退寮では分かっている限り20%。プログラムに繋がった人はアパリが東京にあるという事もあって東京で裁判をした人が多い。約5割が東京地裁、次は横浜地裁、他には大阪にも多いですが、北海道や福岡、大分のケースもありました。沖縄もまだ、東北地方や日本海側もほとんどやっていないですね。佐渡島ではありません。

入寮機関として、保釈と仮釈放などの違いもあるので、1カ月未満が2割、1年以上も14%いました。2年~3年以上の方は依存症だけでなく、統合失調症などの精神疾患を抱えている人は長くなります。司法サポートを受けた人のうち、仮釈放で受けた人の仮釈放期間は、一番多いのは2カ月くらいで6人。6か月を超える仮釈放期間の方もいます。

いま日本で覚醒取締法事犯で6カ月以上の仮釈放期間を持って出てきた時は、覚せい剤事犯者処遇プログラムを受ける事が制度上義務付けられています。逆に6カ月未満だと、プログラムの受講は義務づけられていません。保護観察所がやっているのは、6か月を超えた人が、保護観察付執行猶予で特別遵守事項としてプログラムの受講が定められた人だけを対象にしています。保護観察付きの執行猶予期間がどれくらいあっても、保護観察所のプログラムはたった5回です。保護観察官とマンツーマンで認知行動療法のテキストを5回やる。ふつうは2ヶ月半の間に5回。それだけしか提供されていないのが現状です。

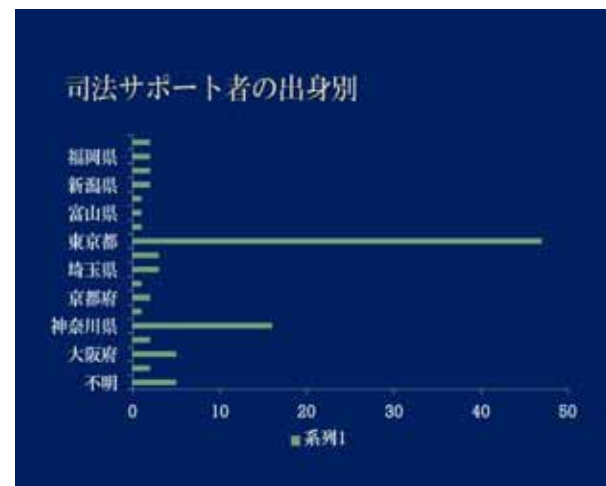
あとは、6カ月未満の方は月に一回簡易覚せい剤検出検査をやる事が出来る。法律上は希望者に対してのみで、本人が嫌だと言えば受けなくてよい。日本ダルクアウェイクニングハウスでは、入寮者はこの検査を受けるようにしています。

平成20年からはそれまでの尿検査の他に、私たちが販売しているアイスクリーンという検査キット、特に女性の場合によく使われるのですが、これを使って検査することもあります。ですが、この検査を受けるのは今のところ覚せい剤事犯のみ。アイスクリーンは大麻やコカインなど6種類の薬物の反応が出ますが、今は覚せい剤事犯に対してのみ使っている。今年の4月から変更される可能性があるそうです。

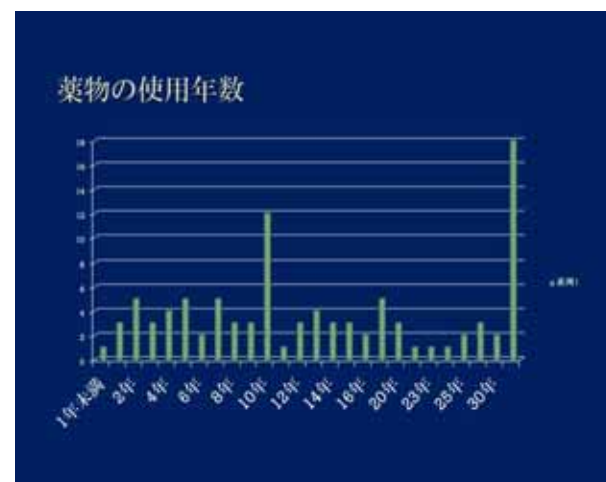
次にダルク定着率ですが、仮釈放が3か月未満だと出ていく人が多い。残ったのは18%で、3か月未満の仮釈放期間では定着しないという事。多くの方は仮釈放期間が終わって満期になると「俺は自由だ」といって出ていく。仮釈放が6カ月以上9カ月未満だと、期間満了後も63%は残る。9か月以上あると、もういいだろうと思って出ていく人も多くて、定着率は33%。円満に退寮した人のクリーン率は非常に高く、定着して入寮期間を満了した人のクリーン継続率は78%いる事が分かっている。再使用は17%しかいない。

保釈プログラムの後でダルクに定着する人は17%しかなくて、保釈プログラムというのはあくまでも保釈をとってダルクに入るのですが、9%の方は実刑を言い渡されて刑務所に行き、74%の方は最後までプログラムをやらずに出て行ってしまっている。つまり、完全に任意で入寮すると、この結果になる。

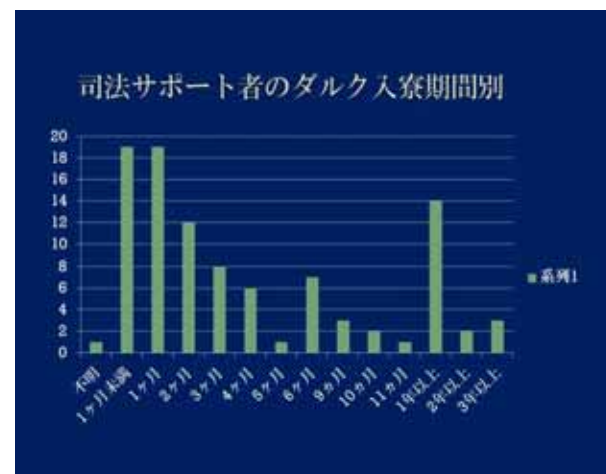
以上が用意した統計ですが、ここで分かってきた事は、やはりダルクに定着する、そこで頑張ろうと思うためには、ある程度入寮期間がないと難しいという事。「保釈になりたいでしょう、仮釈放になりたいでしょう」と、それを餌にして勧誘するわけですが、それだけではうまくいかない。



出身都道府県別人数



薬物の使用年数



ダルク入寮期間

アパリのニューズレターなどで毎月宣伝している、「このプログラムの受講者の再犯率は10%未満だ」というのは、実はかなりいい加減な数字で、私たちが知りえた範囲での再犯率なんです。

実際に今回のような追跡調査をしていくと、やはりプログラムを開始するだけでは足りない。でも、プログラムをちゃんとやっていけば、8割近い人がクリーンを続けられることもわかりました。

最後に付け加えたいのですが、最近では絶対に実刑になる執行猶予中の再犯や、刑務所出所後5年以内の再犯の人でも、裁判中に治療を受けるという事で保釈が受けられるケースが少しずつ出てきました。せっかく問題を認識して薬を止めたいと思っている人が、刑務所から出てくるまで治療に繋がらないのは非常にもったいないという事で、横浜地裁では刑務所から出てきて1年以内で再犯した人にも保釈が出ました。勿論、法律上はこの人は実刑にしかかなりえなくて、執行猶予はつけられない。累犯でも保釈が認められた。2件目の東京地裁では執行猶予中の再犯に保釈が出て、治療を受ける事が出来ました。全ての裁判官が治療の為の保釈を認めているわけではないのですが、少しずつ裁判官の中に回復プログラムの意味を理解してくれる人が増えてきた。

これまで一番理解があったのは大阪地裁の裁判官で、大麻60グラム所持の初犯で私が情状証人になったのですが、「グループミーティングを中心とするプログラムは90日間参加しないと意味が無い。60日や30日では効果に差が無いという事は、アメリカの研究でも判っている」と証言したら、裁判官は傍聴席にいる家族に向かって、「お父さん、今の証言聞きましたか。ダルクの入寮費3か月出しますよね」と。そう言われたら家族も「分かりました」というしかない。それで次の裁判期日をわざわざ3か月先に入れてくれたというケースもありました。これは制度にはないので、他の裁判官にやってもらうのは無理ですが、ドラッグコートはまさにこういうもので、裁判官が治療の過程を見守ってくれる。

日本は刑事裁判の中で治療をやるなんて考えはないが、理解を示してくれる裁判官は増えてきている。つまり、今はまだ刑罰主体の日本で、回復プログラムというものを経験してもらおうという考えでアパリは12年間やってきました。

これらの報告から、きちんと所定のプログラムを最後まで終えることが回復にとって重要だということがわかりました。

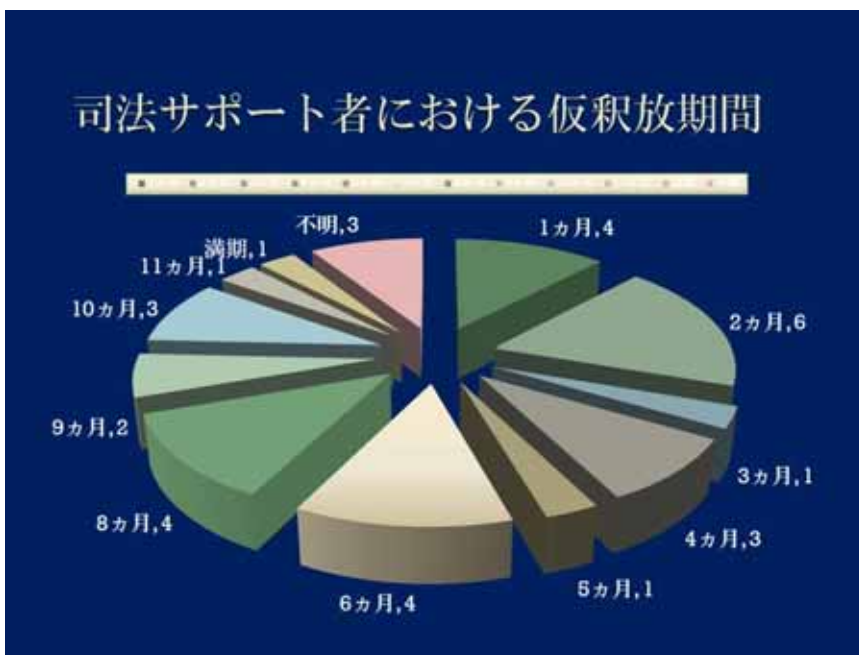
今後も日本ダルク アウェイキングハウスや各ダルクと密接に連携しながら、薬物事犯者に回復プログラムを提供していきます。



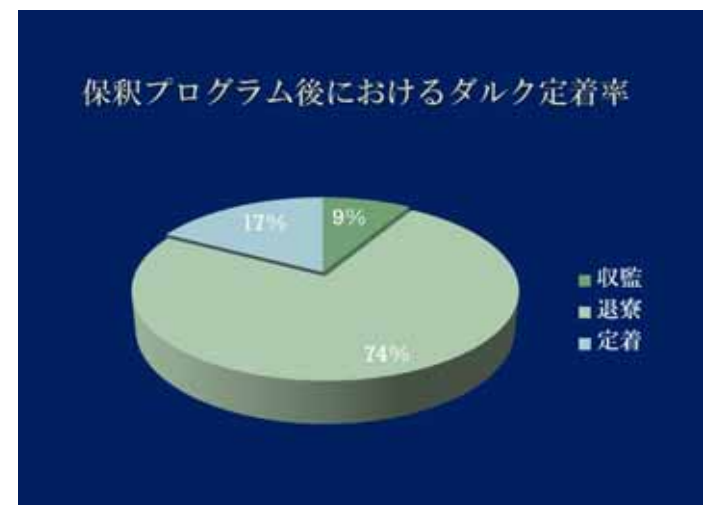
ダルク途中退寮後の薬物再使用率



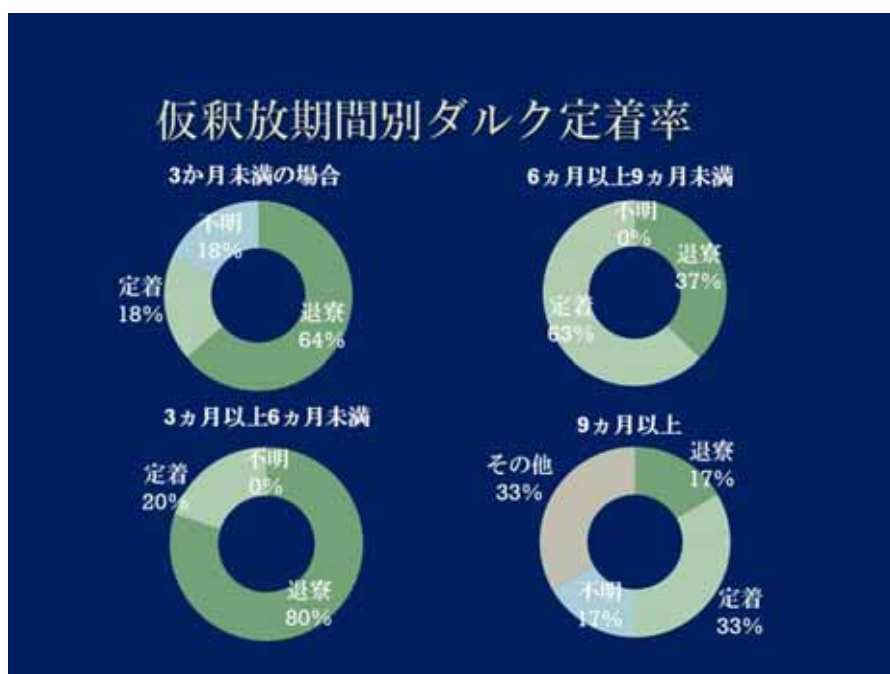
ダルク途中退寮後の再犯率 (2006年～2012年2月)



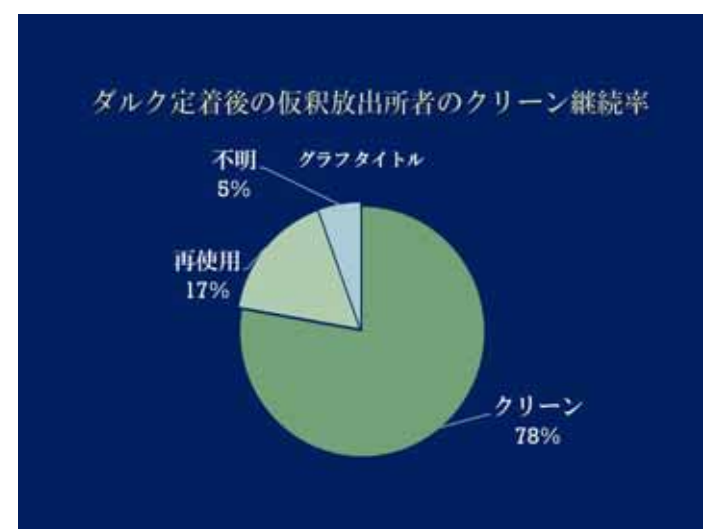
仮釈放期間別人数



保釈プログラム終了後のダルク定着率
収監9%、退寮74%、定着17%



仮釈放期間別ダルク定着率



ダルク定着後の仮釈放出所者のクリーン継続率

JICA草の根支援事業パートナー型 審査結果

JICA草の根協力事業支援型で行われていた「マニラ市貧困層における薬物依存症者に対する回復支援推進事業」は、今年3月で終了しました。その後を引き継ぐ形でパートナー型に応募していましたが、この度不採択という結果になったことをご報告申し上げます。

不採択になった理由としては、予算削減の影響を受け、応募団体33団体中、内定したのが7団体、通常倍率が2倍前後のところ今回は約5倍になり、非常に厳しい審査になったとJICA職員から説明がありました。昨年には震災もあり、災害復興支援にかなり予算がついたと思われ、そういったことも影響しているようです。



そのため、海外支援の経験豊富な団体、業務従事者の経験等の観点から成果が確実と思われる団体を選ばれたようです。同種同国での案件の申請はあと1回チャンスがあります。しかしその前に他の財団等から助成金を受け、経験や実績を積んでからの方がよいのではというアドバイスをいただきました。

私たちはこれから、外務省や様々な財団等に応募できそうなものがあれば、チャレンジしていこうと考えています。

今まで本プロジェクトを応援していただいた皆様には御礼申し上げます。今後も温かく見守っていただければ幸いです。

無料法律相談会始めます！



法テラス熊谷法律事務所

弁護士 平林 剛（ひらばやし 剛）

私は、鹿児島県での弁護士生活を経て、現在、埼玉県の熊谷市にある、法テラス熊谷法律事務所というところで弁護士をしています。

私とAPARIの出会い、私が法曹になるための研修（司法修習）を受けている頃でした。刑事事件の、特に情状弁護に興味を持っていた私は、情状弁護において、被告人の更生環境を整える弁護活動が大事だと考えていました。司法修習において、（薬物に限らず）依存症が原因と思われる刑事事件を多くみてきた私は、自分が弁護士になったら、治療につなげる弁護活動をしたいと考えていました。しかし、よくよく考えてみると、依存症の治療とはなんなのか、さっぱりわかりません。回復にむけてどんな活動が為されており、どんな苦労があるのかも知らずに、つなげることは無責任ではないかと考え、ご縁がありAPARIに出入りさせていただくようになりました。

現在は、月に2回APARIが主催している家族教室と、月に1回、警視庁愛宕警察署が主催しているNo Drug愛宕に参加させていただいております。

そういった経緯なので、もともと、家族教室へは、自身の勉強のために参加させていただいていました。いまでもそれは変わりません。しかし、家族教室に出席させていただく中で、依存者本人が残していった法律問題に翻弄されている家族や、法律上の問題が原因で本人の更生に向けた環境を整備できない家族が少なくない数あることに気がつきました。

そこで、微力ながらお力になればと思い、昨年末くらいから、家族教室の終了後に、無料での法律相談をはじめさせていただきました。

私は、よく「困ったことがあったら、来てください。それが法的な問題かどうかは、私の方で判断しますから」と申し上げます。

弁護士がお手伝いできるのは法的な問題の解決ですが、いまお困りの問題が、法的な問題かどうか、ご自身では判断できないこともありますし、そもそも法的な問題ではないと思っていた問題に、実は法的な問題が潜んでいたりすることが多々あります。

困っていることがあれば、お気軽にご相談いただければと思います。

第1、第3月曜日の家族教室終了後に無料相談会を実施いたします。

ご相談のある方は、事前にアパリまでご連絡ください。



書籍のご案内！

拘置所のタンポポ

日本ダルク代表
近藤恒夫 著

目次

プロローグ のりピー、ダルクへおいでよ

第1章 絶頂からの転落～そして再起 わが波乱の半生

第2章 誰が、なぜ、ヤク中になるのか

第3章 あまりに知られていない覚せい剤の世界

第4章 なぜ薬物依存者は立ち直りにくいのか

第5章 立ち直るためにはどうすればよいのか

第6章 新生した仲間たち

アパリではこの本を拘置所や刑務所にいる人への差し入れ用として使っています。

発売：双葉社
定価1,470円（税込）

増刷されました
全国の書店でお買い求めください！
アマゾンでも購入できます！

アパリでは、司法修習生の選択型実務修習の受け入れを行っています。既に2名を受け入れました。これは、司法修習生が、法曹の活動と密接な関係を有する分野について、自ら修習先を開拓して修習できる制度です。お気軽にご相談ください。

アウェイクニングハウス 入寮者からのメッセージ

「自分から逃げない」

クマ

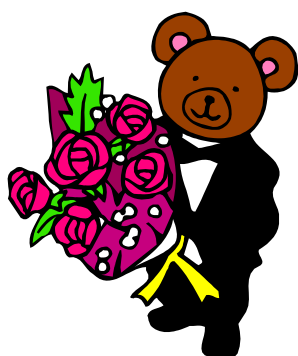
初めて覚醒剤と出会ったのは、12年前の21歳の頃です。友人の勧めで最初は「アプリ」でした。週1回が週2～3回になり、気付いたら毎日覚醒剤を使用する様になってしまいました。毎日覚醒剤をやるようになると、量を使うので注射器を使うようになったのもその頃です。最初はこんなにいい物があるのかと思い、止める気なんか全然なかったです。でも、お金が続かなくなりました。仕事も覚醒剤もやりながら出来なくなったし、周りの人間関係も上手くいかなくなりました。その頃、自分の変化に気付きました。体も痩せてしまって、言っている事も意味不明になり、これでは死んでしまうと思いました。25歳の頃でした。僕は25歳で覚醒剤を一度止めました。何故かと言うと、彼女が出来、彼女との間に子供が出来たのです。結婚と同時に覚醒剤を止め仕事もしました。一生懸命働いて家族で幸せに暮らしていたのですが、28歳の時、仕事をしている時、違和感を感じて初めて精神科を受診しました。「強迫性障害」という診断でした。覚醒剤が原因での後遺症とも言われました。ショックでした。とても不安でした。結局仕事が出来なくなり仕事を辞めてしまいました。そうすると収入もなくなり妻も子供も離れて行ってしまいました。そうです。離婚してしまっただけです。それからの自分は再び覚醒剤を使用し精神病院の入退院の繰り返しをしていました。

そんな自分を見兼ねた主治医の先生がダルクを勧めてくれました。その時、僕は30歳になっていました。最初に入寮したのは千葉ダルクでした。最初は戸惑いと混乱ばかりでした。なかなかプログラムも受け入れる事が出来ず、12ステップの理解もしようとしませんでした。クリーンが1年10ヶ月を迎えた頃、仲間に暴力を振るってしまいました。そうです。僕は覚醒剤だけに問題があった訳ではないのです。暴力、怒りの感情にも問題があったのです。感情のバランスが上手く取れなかったのです。そんな問題を抱えたまま、僕は藤岡の日本ダルク アウェイクニングハウスに移動になりました。1年前の出来事です。

日本ダルク アウェイクニングハウスに来た時は、ビックリしました。山の頂上に施設があり、とても沢山の仲間がいて、アノニマスネームを覚えるにも大変でした。今思えばがむしゃらにやってきた1年だと思います。

最近もあまり体調が良くありません。でも、仲間が支えてくれるから僕はどうにか生きています。日本ダルク アウェイクニングハウスに来て、沢山辛い事も正直ありました。エイサーが上手く出来ないとかで悩んだ事もありました。今では悩みがあったら仲間達に相談する様にしています。以前とはそこが自分の変化した所でもあるし、これからも、続けていかなければいけない事だと思っています。今まで自分で何でも抱え込みイッパイ、イッパイなっつぶれる事が何度もありました。日本ダルク アウェイクニングハウスに来る事が出来て良かったと思います。自分と向き合う事も逃げないでやっていきたいし、ひとつひとつ物事を解決していく事がこれからの課題だし、まだまだこれからだと思っています。

今、僕は33歳です。3ヶ月後には3年のバースデーを迎えます。ここまでクリーンを続けてこれたのは、仲間のおかげだと思うし、今まで支えてくれた人たちのおかげです。今度は、自分がもらった「クリーン」というギフトを次の新しい仲間に伝えていきたいと思っています。



書籍のご案内！

アパリ発行
「Born・Again
(ボーン・アゲイン)」
体験談 販売中！

2005年5月に第2版が発売になりました。体験談が13人分収められています。アパリではこの本を拘置所や刑務所にいる人への差し入れ用として使っています。

定価：1,500円
(会員価格:1,000円)

お申込はメールかファックスで
FAX：03-5830-1791
メール：info@apari.jp
ご住所、お名前、お電話番号をご記入の上お申込下さい。

韓国ダルク設立

アンニョンハセヨ、日本ダルク アウェイクニングハウスの山本です。

山の上もようやく寒い日々が終息しつつあり、少しずつですが暖房を付けない日が多くなってきました。

さて、この10年の間、近藤さんをはじめ、多くの日本の仲間たちがお隣の韓国にメッセージを運びに行きました。そして、遂に6月より三河ダルクの松浦さんを中心として「韓国ダルク」がソウルにて始動することになりました！

4月半ばに私も韓国へ行き、これからダルクを始める場所の契約も済ませてきました。これに伴い6月の1日に開設フォーラム及びシンポジウムを行うことになりました。アパリ理事長の近藤恒夫、同監事の奥田保もシンポジストとして参加していただきます。

是非ともこの機会に韓国まで足を運んで応援していただけたらと願います。フォーラム&シンポジウムの詳細については、現在準備を進めているところですので、直接山本もしくは日本ダルク アウェイクニングハウス及び三河ダルク (0532-52-8596)までご連絡ください。どうぞ宜しくお願い申し上げます。



韓国ダルクの前で
中央が三河ダルク松浦氏

「依存症」支援の 現状と課題

ギャンブル問題をはじめアルコール・薬物依存問題を含めた依存症支援の現状と課題について、講師と現在それぞれの分野で携わっている参加者の皆様で考えるセミナーです。

日時：2012/5/13(日)
10時半～16時
場所：神奈川県司法書士会館3F(横浜市中区吉浜町1番地)

第一部
講師：西村直之
司会：稲村厚

第二部
中山進・市川岳仁・中村努

パネルディスカッション
パネラー：西村直之、中山進、市川岳仁、中村努
コーディネーター：高澤和彦

対象：依存症の支援に携わる方(携わりたい方)

参加費：無料

主催：NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク
協力：依存の問題の支援に携わる人たちの勉強会

新・家族教室のお知らせ

4月より家族教室をリニューアルいたしました。4月は第1、第3月曜とも専門家を招いた講演会形式で行いました。5月からは、第1月曜は志立玲子(精神保健福祉士)が担当することになります。

第1月曜はテキストを用いた連続講座で、家族のみが参加でき、特に家族教室に参加するのが初めての方が対象です。講義に加えてグループワークやロールプレイなどを行っていきます。全8回ですが、どこの回からも参加でき、1クール終了しても引き続きご参加いただけます。

第3月曜はアディクション関連講座として周辺領域にかかわる各分野の専門家をお招きした講演会になります。この講座はどなたでもご参加いただけますので多くの方にご参加いただければ幸いです。



<連続講座スケジュール・テーマ>

- 第1回 5/7(月)「薬物依存症によるダメージと回復」
- 第2回 6/4(月)「薬物への欲求と「きっかけ」「危険な状況」への対処について」
- 第3回 7/2(月)「薬物依存症者の心にある2つの考え」
- 第4回 8/6(月)「本人・家族の心の成長-自律心・自尊心を伸ばす関わり」
- 第5回 9/3(月)「気持ちの回復：家族自身の気持ちと本人の気持ちの両方を大事にする」
- 第6回 10/1(月)「子どもの成長を助ける関わりについて」
- 第7回 11/5(月)「薬物問題を持つ人の家族の回復プログラム」
- 第8回 12/3(月)「あなたの環境や状態をいいものに変えよう」



<時間> 18:30～20:30
<場所> アパリ・クリニック上野 2階
<参加費> 3,000円(2名の場合は4,000円)
どうぞお気軽にご参加ください。
お待ちしております！！

テキストは「栃木ダルク・ファミリー・プログラム(森田展彰作成)」を使用いたします。



特定非営利活動法人
アジア太平洋地域アディクション研究所

アパリ東京本部
〒110-0014
東京都台東区北上野2-2-2
電話：03-5830-1790
FAX：03-5830-1791
Email：info@apari.jp

アパリ藤岡研究センター
(運営：日本ダルク アウェイキングハウス)
〒375-0047
群馬県藤岡市上日野2594番地
電話：0274-28-0311
FAX：0274-28-0313
入寮費：月額¥160,000
(初月のみ¥175,000)
*生活保護の方も可能
入寮条件：薬物依存症から回復及び自立をしようとしている本人。男性のみ。年齢制限はありません。
入寮期間：個人により差があるので、話し合いながら決めていきます。



ホームページもご覧ください
<http://www.apari.jp/npo/>

発行者：近藤恒夫
編集責任者：志立玲子
平成24年5月1日発行
定価 1部 100円

<アパリの司法サポート>

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかない日本において、**はじめて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みです。**

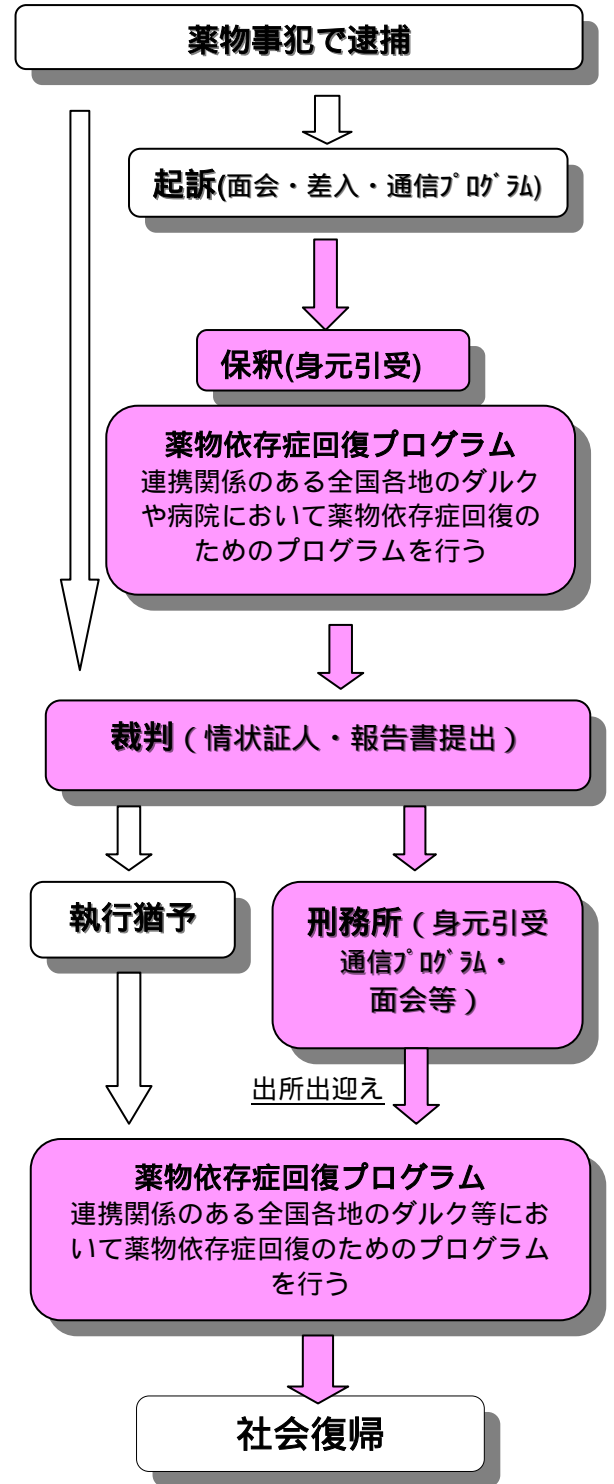
保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、日本の覚せい剤事犯の再犯率は約60%ですが、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。最近では特に、**受刑中に身元引受契約をし、仮釈放又は満期釈放の時に**出迎えに行き、リハビリ施設に繋げるお手伝いをしています。

ギャンブルの問題が原因で逮捕された方の司法サポートも行っています。(窃盗、横領、詐欺等)ご相談ください。

[費用:コーディネート契約料として一律20万円。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

[お問合せは東京本部まで]

アパリの支援



<アパリ・家族教室>

第1月曜	連続講座・テーマ・講師	第3月曜	アディクション関連講座・テーマ・講師
5/7(月)	第1回 薬物依存症によるダメージと回復 志立 玲子(精神保健福祉士)	5/21(月)	3 警察を有効に活用しよう! 蜂谷 嘉治氏 (警視庁組織犯罪対策部)
6/4(月)	第2回 薬物への欲求と「きっかけ」「危険な 状況」への対処について 志立 玲子(精神保健福祉士)	6/18(月)	4 依存症と発達障害について 中村 努氏(ワンダーポート施設長)
7/2(月)	第3回 薬物依存症者の心にある2つの考え 志立 玲子(精神保健福祉士)		7/16は祝日のためお休みです
8/6(月)	第4回 本人・家族の心の成長-自律心・ 自尊心を伸ばす関わり 志立 玲子(精神保健福祉士)	8/20(月)	5 依存症と親子関係 森田 展彰氏(筑波大学)

[対象]

連続講座(全8回)は家族のみが参加可能で、どの回からも参加できます。

アディクション関連講座はどなたでも参加できます。

[日時] 第1・第3月曜日 18:30~20:30

[場所] アパリ・クリニック上野 2階(台東区東上野6-21-8)

[参加費] 3,000円 (2名の場合は4,000円) 申し込みは不要です。